

結婚して市内の賃貸住宅に住む 新婚世帯の方



令和7年4月1日以降、婚姻届を提出された新婚世帯で、民間の賃貸住宅に住む場合

最大 **24** 万円 の家賃助成金が支給されます！ ※

【しあわせ新婚さん家賃助成金】

【しあわせ新婚さん家賃助成金】

新婚世帯



+

民間の賃貸住宅に住み、
家賃を支払っている場合



⇒一定の月額家賃を超えた分を、上限 10,000 円まで 2 年間助成します。

補助金対象

- ① 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の間に婚姻届を提出・受理された世帯である。
- ② 住居手当を差し引いた家賃が **45,000 円**を超えていること。
- ③ 対象チェックリストの確認事項に全てあてはまること。

補助金内容

助成内容	毎月の家賃（共益費、管理費、駐車場使用料等）のうち、45,000 円を超えた金額から住居手当を差し引いた分を上限 10,000 円まで助成する。
助成期間	2 年間。（24 ヶ月） 毎月助成金を交付するのではなく、各年度ごとの交付となります。
申請期間	婚姻届けの受理日又は、賃貸住宅の入居日のうちどちらか遅い方から起算して 2 ヶ月以内

牧之原市しあわせ新婚さん家賃助成金 対象チェックリスト

申請者 _____

確 認 事 項	確認したら○で囲む
婚姻届を提出し、受理された日が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間であるか。	期間内である (年 月 日)
婚姻届けの受理日、又は賃貸住宅の入居日のうち、どちらか遅い方から起算して2ヶ月以内の申請であるか。	2ヶ月以内である
夫婦のいずれかが契約した住宅であるか。	夫婦いずれかの契約である (夫 ・ 妻)
契約した住宅が公営住宅、雇用促進住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅、賃貸借契約期間が1年未満の短期賃貸住宅以外の民間賃貸住宅であるか。	民間賃貸住宅である
家賃（共益費、管理費、駐車場使用料等を含む）から住居手当の額を差し引いた金額が45,000円以上であるか。	45,000円以上である
対象となる住居が市内にあるか。	住居が市内にある
夫婦の双方又は一方の住所が対象となる住居にあるか。	住所が対象住居にある
5年以上市内に定住する意思があるか。	同意する
対象となる住居に居住する全員が納付すべき牧之原市の市税等を滞納していないか。	滞納していない
結婚新生活支援助成金等、他の公的制度による家賃補助等を受けていないか。	受けていない
過去にこの助成を受けていないか。	受けていない

※上記事項の全てが確認できない場合は、助成金の対象となりません。

※市内の他の民間賃貸住宅に転居した場合、条件を全て満たすときは継続して助成を受けることができる可能性があります。ただし、変更交付申請書及び変更箇所がわかる書類が必要となります。

【提出書類一覧】

・以下の書類を提出してください。

※補助金申請時と実績報告時の2回、書類提出があります。

【補助金申請時】

#	項目	確認
1	交付申請書（様式第1号）	
2	誓約書兼同意書（様式第2号）	
3	婚姻届受理証明書又は戸籍抄本	
4	物件の賃貸借契約書	
5	牧之原市新婚さん住む住む助成制度アンケート	

【実績報告時】

#	項目	確認
1	実績報告書（様式第6号）	
2	住宅手当支給証明書（様式第7号） ※給与所得者、自営業者全員分	
3	健康保険証の写し ※該当者のみ	
4	領収書の写し等、家賃の支払額がわかる書類	

※ 原本以外はQRコードから提出も可能です。



※ 書類提出の際、下記問合せ先に事前連絡をしてお越しください。

【お問い合わせ先 牧之原市役所 相良庁舎2F 建設部 都市住宅課 電話 0548-53-2633】